題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

第一条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）」に、「同年三月十一日」を「同日」に改める。

第二条中「第五条」を「第七条」に改める。

本則に次の一条を加える。

（法第六条の政令で定める地区及び期日）

第六条　第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。

2　第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
国土交通大臣　大畠　章宏

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百六十一号

母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十四条第一項に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「四　前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額の四の二　前項に規定する道府県民税につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、平成二十二年以後の母子及び寡婦福祉法施行令第三十四条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

東日本大震災に伴う中央建設工事紛争審査会による紛争処理に係る申請手数料の特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百六十二号

東日本大震災に伴う中央建設工事紛争審査会による紛争処理に係る申請手数料の特例に関する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十四の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に、同日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、建設工事の請負契約に関する紛争で東日本大震災に起因するものにつき、同日から平成二十六年二月二十八日までの間に、建設業法第二十五条第三項の中央建設工事紛争審査会に対して同法第二十五条の十一第一号に規定するあっせん又は調停の申請をする場合には、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十六条の規定にかかわらず、その申請に係る申請手数料を納めることを要しない。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直**人